

第 号  
年 月 日

様

高知県知事

高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長  
許可書

年 月 日付けで申請がありました高知県工業技術センターの企業化支援研究室の利用期間の延長については、高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例第3条第5項の規定に基づき次のとおり許可します。

利用の目的	
利用許可番号	年 月 日付け 第 号
利用期間の延長の許可をする研究室	
延長の許可をする利用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用料	月額 円
利用期間の延長の許可の条件その他	
注 1 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例及び高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定を守ってください。 2 利用に際しては、この高知県工業技術センター企業化支援研究室利用期間延長許可書を必ずお持ちください。 3 利用に際しては、高知県工業技術センターの関係職員の指示に従ってください。指示に従わないときは、退去を命ずることがあります。 4 利用の許可及び利用期間の延長の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。	